船橋市公共施設における基本的な感染対策の考え方 (令和5年5月8日適用)

※以下は、新型コロナウイルス感染症以外の感染症も含めた<u>基本的な感染対策として考え方を示すもの</u>である。ただし、利用者や施設の特性等により、一部変更する場合もある。

| 基本的な対策 | | |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| 個人の 予防策 (利用者) | マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねる | |
| | 手洗い等による手指衛生を促す | |
| | (症状がある場合) | 発熱など、体調がおもわしくない場合は、利用を控え ていただく |
| 施設管理 | 出入口にアルコール消毒液を当面の間は設置する | |
| | 窓口のパーティション等の設置については当面の間は継続とする | |
| | アルコール等による拭き取り消毒等の特別な対応は不要とする | |
| | 可能な範囲で「機械換気による常時換気」または「窓開け換気(できれば2方向)」を行う | |
| | 掲示物は厚生労働省作成のポスター「マスク着用は個人の判断が基本となり ます」のみ掲示する | |

- 感染拡大が見込まれ、対応の変更の必要がある場合には、改めて方針等を示すものとする。
- ○国からの情報提供により、随時見直しを行っていく。
- 新型コロナウイルス感染症については、引き続き保健所から適切な注意喚起を行っていく。